

令和6年度 事業実施報告

1 要保護児童対策地域協議会 合同会議の開催

令和6年9月4日(水) 別府市中央公民館 講座室

2 実務者連絡会(定期連絡会)の開催 12回

虐待を受けている子どもをはじめとする*支援対象児童等(児童福祉法第25条の2第2項に規定する「支援対象児童等」をいう。)すべてのケースについて、共同管理台帳を基に経過や支援方針の確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の進行管理および関係機関との情報共有を行い毎月1回開催。

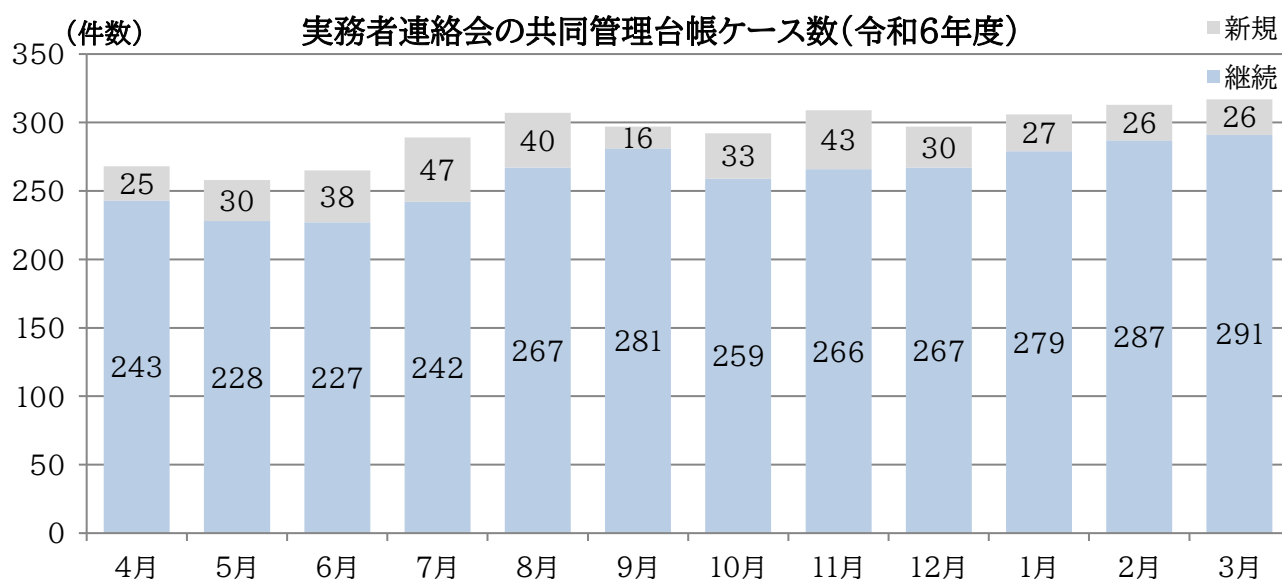
【参加機関】

大分県中央児童相談所、大分県東部保健所、別府警察署生活安全課、
光の園子ども家庭支援センター、別府市こども家庭センター光の園
別府市教育委員会:学校教育課、教育相談センター
別府市市民福祉部:ひと・くらし支援課
別府市こども部:こども家庭課

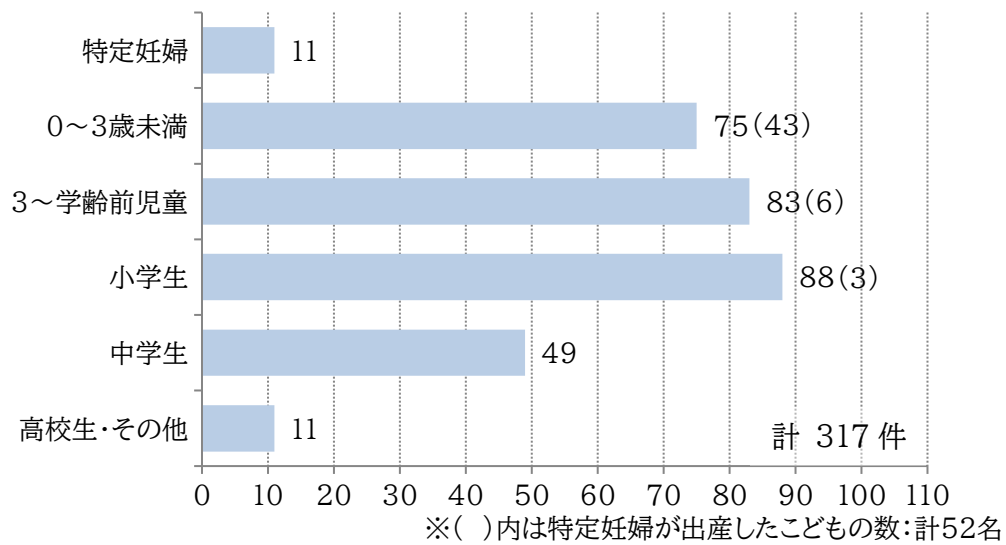
■要保護児童対策地域協議会の対象者(児童福祉法第6条の3第5項及び8項)

- ・要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童)及びその保護者
- ・要支援児童(保護者の養育を支援することが特に認められる児童)及びその保護者
- ・特定妊婦(出産後の養育について、出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)

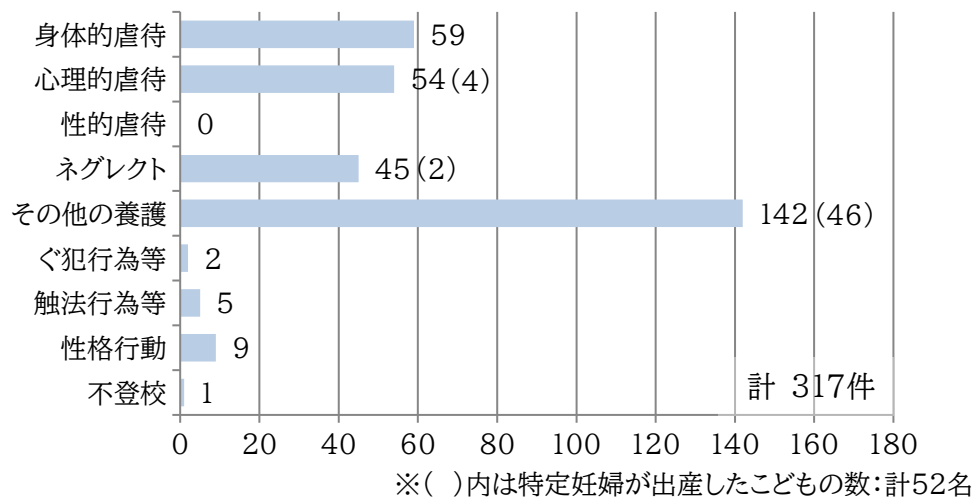
⇒これらを総称して *支援対象児童等 といいます



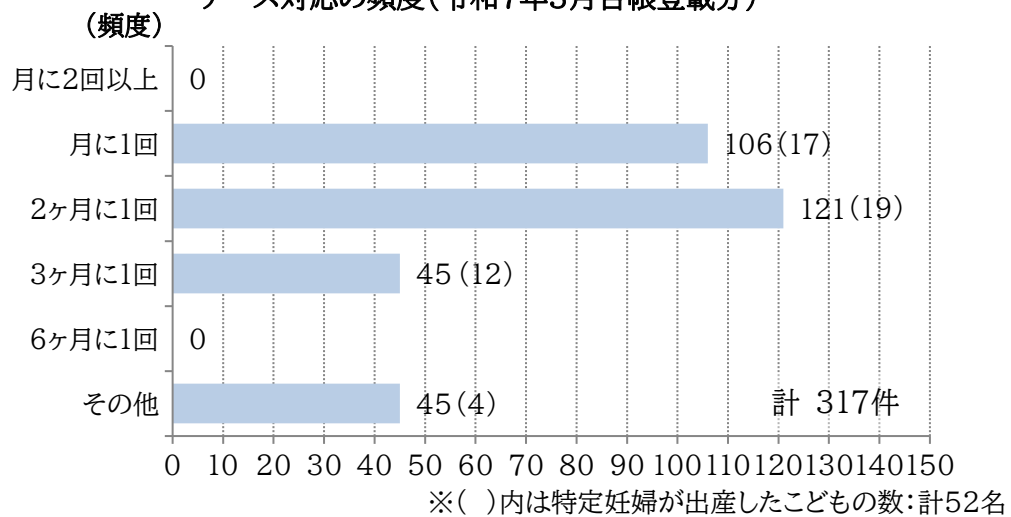
年齢別のケース数(令和7年3月台帳登載分)



主訴別のケース数(令和7年3月台帳登載分)



ケース対応の頻度(令和7年3月台帳登載分)



3 個別ケース検討会議 113回（延156件）

個別の支援対象児童等に現に関わっている、あるいは今後関わる可能性のある関係機関により、そのケースに対する情報共有や具体的な支援の内容を検討するために適時開催する会議。

【参加機関等】

医療関係 … 医療機関(産科・小児科・精神科)、療育機関、訪問看護

保健関係 … 保健所

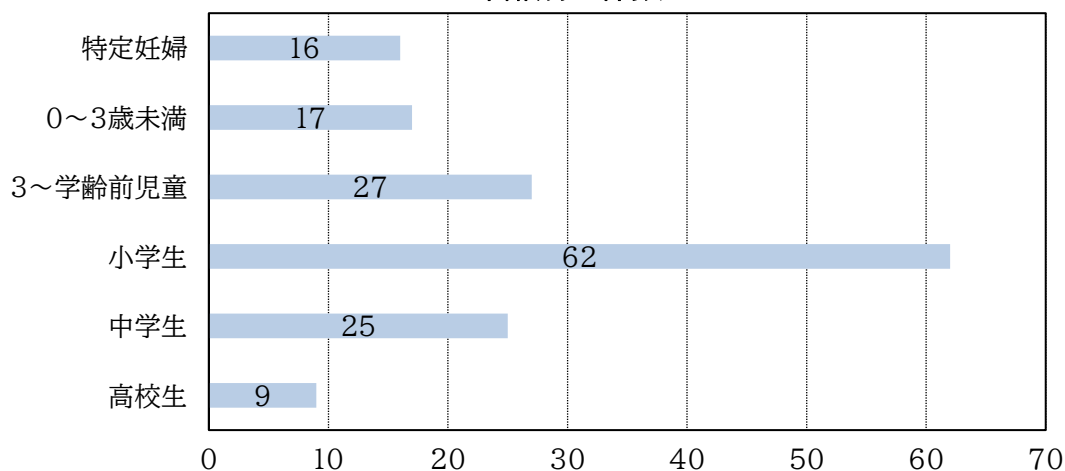
教育関係 … 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談センター

福祉関係 … 児童相談所、保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、
光の園子ども家庭支援センター、相談支援事業所、訪問介護事業所、
放課後等デイサービス、指定障害者支援施設、主任児童委員、
ひと・くらし支援課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課

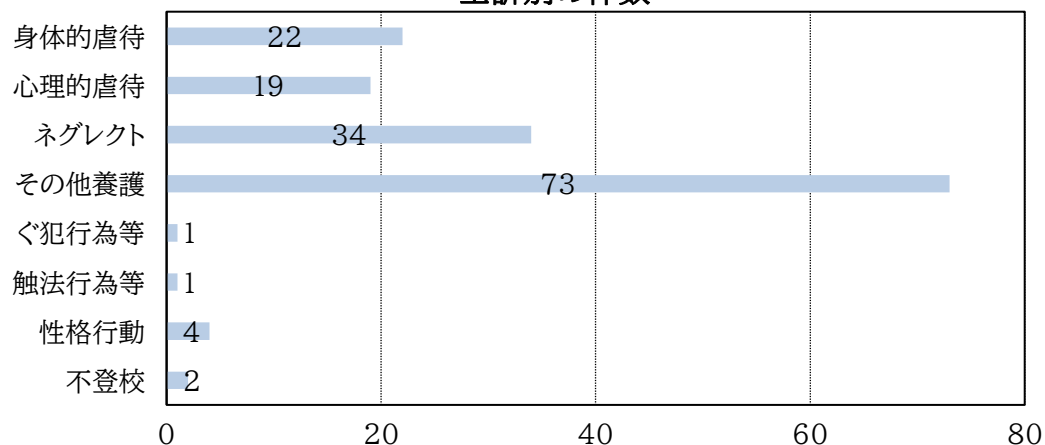
そ の 他 … 女性相談支援センター、おおいた青少年総合相談所、他市町村の児童福祉主管課

※参考 開催回数 令和5年度…107回、令和4年度…90回、令和3年度…80回

年齢別の件数



主訴別の件数



4 主任児童委員などによる健診未受診者家庭等への訪問事業

- 目 的 社会的孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守りを行う。
- 内 容 毎月実施している乳幼児健診のうち『1歳6か月児』、『3歳5か月児』の健診を受診しなかったこどものいる家庭等に、当該地区の主任児童委員と別府市こども家庭センター光の園の職員と一緒に訪問。子育て支援サービスの紹介や健診の受診勧奨などを行う。

《実施状況》

	訪問対象	訪問の結果	
		在宅で面談	不在
1歳6か月児健診	5	5	0
3歳5か月児健診	3	3	0
赤ちゃん訪問	1	1	0
所在確認	1	1	0
合 計	10	10	0

※参考 対象件数 令和5年度…8件、令和4年度…16件、平成3年度…12件

5 児童虐待防止に向けた取り組み

●児童虐待防止推進月間(毎年11月1日～11月30日)の取り組み

- ① ベっぷ子育て応援講演会の開催 ※市制100周年事業として社会教育課と共催
令和6年11月23日(土) 別府市公会堂 大ホール
『子育てハッピーアドバイス』～子育てがラクになるコツ教えます～
真生会富山病院心療内科部長 明橋 大二 氏
- ② 市報11月号に児童虐待防止推進月間や相談窓口の周知記事を掲載
- ③ 児童虐待通告並びに子育て相談窓口や子育て支援センターに関する広報チラシを「市報べっぷ」11月号とともに各戸回覧
- ④ 児童虐待通告や相談窓口の周知についてケーブルテレビで放映
(令和6年11月4日(月)～11月8日(金) 放送)
- ⑤ 第10回オレンジリボンたすきリレー:令和6年11月8日(金)



べっぷ子育て応援講演会



オレンジリボンたすきリレー

●NP(Nobody's Perfect:ノーバディズ パーフェクト)講座の開催

- 目 的 児童虐待の発生抑止につながる有効な手段の一つとして位置づけられている、NPプログラムを実施することにより、子育ての悩みを抱えた親が自分の長所に気づき、健康で幸福なこどもを育てるための前向きな方法を見いだせるよう手助けする。
- 内 容 10名前後のグループで、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることを出し合って話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学び、自らの力で解決策を見出していく参加者中心型の講座。平成26年1月から開始。0～5歳のこどもを持つ親が対象。
令和6年度は南部子育て支援センターわらべで開催。
- 参 加 者 6名
※参考 参加人数 令和5年度…6名、令和4年度…6名、令和3年度…6名

●心理相談の取り組み

- 目 的 日頃から利用している子育て支援センター内や、市役所内の子育て支援相談室にて臨床心理士による心理相談を利用することにより、子育て中の保護者へのストレスケアを行い、孤立化や児童虐待の未然防止を図る。
- 内 容 毎月1回相談日を設定し、公立子育て支援センター3施設(どれみ・わらべ・べるね)で開催。必要に応じて相談日以外で個別に対応している。こども家庭センターでは随時相談に対応。
- 相談件数 子育て支援センター 25件
こども家庭センター 13件
- ※参考 令和5年度の相談件数 子育て支援センター15件 子育て支援相談室15件
令和4年度の相談件数 子育て支援センター21件 子育て支援相談室21件

●こどもの発達相談会の開催

- 目 的 発達に遅延のあるこども、またはその疑いのあるこどもの成長を手助けするため、個々の発達に応じた適切な支援や助言を行いながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを一緒に考え、援助する。
- 内 容 乳幼児健診等の結果、①精神発達面に遅延の恐れがある ②情緒、行動上の問題があり育児に困難が伴う のいずれかに該当する乳幼児を対象。臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、別府発達医療センター療育専門職が相談対応をし、必要に応じて療育機関の紹介を行う。
毎月開催。
- 相談者数 322名(延べ人数)
※参考 相談者数(延べ) 令和5年度…308名、令和4年度…291名

●広報啓発の取り組み

市報に広報記事を掲載。

実施月	掲 載 内 容
5月	児童虐待の通告先と子育て支援相談窓口の周知記事
8月	こどもの車内放置防止の啓発記事
10月	里親制度の周知記事
11月	児童虐待防止推進月間と相談窓口の周知記事
4～3月	弁護士相談の周知記事



11月『児童虐待防止推進月間』です
「児童虐待」とは？

身体的虐待 … 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどをさせる、溺れさせるなど
心理的虐待 … 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など
ネグレクト … 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
性的虐待 … 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの撮写録にするなど

通報者の秘密は守られます！
児童虐待の通告（通報）は、法律で定められた国民の義務となっています。万が一、内容が間違っていたとしても、責任を問われることはありません。また、通報者の情報を漏らすこともありませんので安心してご連絡ください。
あなたの気づき・勇気ある通報が、子どもたち、子育てに悩んでいる保護者への支援に繋がります。

通報の3つのポイント

ポイント1 子どもの泣き声が気になる。	ポイント2 不自然なアザがある子、不衛生な環境で養育されている子がいる。	ポイント3 子育てに疲れ、養育に困っている親や養育者がいる。
-------------------------------	--	--

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が出産や子育てに悩んだ時には、**まずご連絡ください。**

連絡先 24時間対応

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちばやく）
- いつでも子育てほっとライン ☎0120-462-110
- 別府市子ども家庭センター光の園 ☎090-1348-0874、080-3371-0874
- 平日日中対応 ☎21-1239（祝日除く月～金の8時30分～17時）
- 別府市子ども家庭課子ども支援係

6 別府子ども福祉塾

目 的 こどもの支援に携わる機関の連携強化や専門性の向上を行うとともに児童虐待の予防、早期発見や適切な対応に向けたまちづくりをめざす。

平成24年3月に開講。

内 容 令和6年度末の時点で61回開催。参加者は延べ3,076人

（第1ステージ）

- ・平成26年度までの3年間で26回開催
- ・事例検討、グループ討議、ミニ講座などを実施

（第2ステージ）

- ・平成27年度から平成29年度まで23回開催
- ・関係施設を訪問し、施設見学や講話を実施

（第3ステージ）

- ・平成30年度からで、平成30年度は5回開催。
- ・関係機関の紹介や事例検討を実施

（第4ステージ）

- ・令和2年度からで、令和2年度は1回開催。
- ・塾則の制定及び要対協での位置付けの明確化、事例検討を実施

※令和3年度と令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

《令和6年度の実施状況》

開催日	講座内容
第61回 令和7年2月25日（火） 参加者：30名	「養育に課題を抱える家庭への支援と関係機関の連携について」というテーマで、事例発表とグループ討議を実施。ケースに対する様々な支援方法について、話し合いを行いました。

*守秘義務についての考え方

令和元年度要対協合同会議で、別府子ども福祉塾において個別の事例を扱いたい、守秘義務の中、難しいとのご発言をいただきました。考え方として、別府子ども福祉塾は、別府市要対協の関係機関の一つと位置づけし、別府子ども福祉塾の参加者は、令和元年度より要対協の構成員で賛同される方が登録して活動に参加されているので、守秘義務は守られると考えています。

7 子育て短期支援(ショートステイ・トワイライトステイ)事業

内 容 保護者が疾病や仕事等の社会的な事由によって、こどもの養育が一時的に困難になった場合や、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を必要とする場合に児童福祉施設で一時的に養育・保護する事業

区 分 ショートステイ : 1週間以内
トワイライトステイ : 平日夜間 17:00～21:00
休日 8:00～17:00

実施施設 児童養護施設等 … 栄光園、光の園子ども家庭支援センター、別府平和園
乳児院 … 乳児院栄光園
母子生活支援施設 … 永生会母子ホーム
里親1組

《事業実績》

年 齢	利用者数(延べ日数)			
	令和5年度 ショートステイ	令和5年度 トワイライト	令和6年度 ショートステイ	令和6年度 トワイライト
2歳未満児	35(115)	4(4)	38(116)	3(3)
2歳～学齢前児	75(274)	22(22)	115(412)	20(20)
小学生	54(183)	9(10)	62(180)	5(6)
中学生	6(12)	0(0)	10(28)	0(0)
高校生	1(4)	0(0)	2(5)	0(0)
緊急一時保護の親 親子入所利用の親	1(5)	0(0)	4(18)	1(1)
計	172(593)	35(36)	231(759)	29(30)

令和6年度計 260人(789日) うち親子入所利用 5件 入所希望児童 2件

※参考 令和5年度計 207人(629日) うち親子入所利用 1件 入所希望児童 0件

8 支援対象児童等見守り強化事業

内 容 支援対象児童等の居宅を民間団体等が訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制の強化を図る事業

実施団体 光の園子ども家庭支援センター

対象家庭 別府市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこどものいる家庭や別府市こども家庭センターの見守り支援が必要な家庭

支援家庭数 24家庭 (訪問児童数延べ168名 訪問回数延べ698回)

※参考 令和5年度の支援家庭数 27家庭 (訪問児童数延べ153名 訪問回数延べ695回)

9 子育て世帯訪問支援事業（令和6年度開始）

※養育支援訪問事業(家事育児援助)と子育て世帯訪問臨時特例事業が統合

内 容 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラ
ー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを
傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業

対象家庭 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育
を支援することが特に必要と認められるこどものいる家庭及びそれに該当す
るおそれのある家庭

支援家庭数 20家庭(訪問回数延べ339回、訪問時間延べ578時間)

※参考 令和5年度の支援家庭数 養育支援訪問事業 11家庭（訪問回数延べ98回）
子育て世帯訪問臨時特例事業 3家庭（訪問回数延べ23回）

10 児童育成支援拠点事業（令和6年度開始）

内 容 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して、当
該こどもの居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に
応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供
等の支援を実施する事業。

実施場所 社会福祉法人栄光園(旧乳児院の建物) ※令和6年6月1日開設

対象児童 ①食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあるこども等、養育
環境に関して課題のある主に学齢期以降のこども
②不登校のこどもや学校生活になじめないこども等、家庭以外にも居場所の
ない主に学齢期以降のこども
③関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学
齢期以降のこども

支援児童数 20人(利用日数延べ777日)

11 家庭支援事業の措置（令和6年度開始）

内 容 家庭支援事業(子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成
支援拠点事業外3事業)の利用が必要と認められる者について、利用を勧奨
しても利用することが著しく困難な場合に利用の措置を行い、支援を提供す
ることができる制度

実 績 子育て短期支援事業:4件(利用日数延べ104日)

子育て世帯訪問支援事業:1件(訪問回数延べ37回 訪問時間延べ74時間)

12 ヤングケアラーへの支援体制強化事業

- ・ヤングケアラーに関する相談に対し、関係機関等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラーコーディネーターを令和5年度から配置。
- ・ヤングケアラーについて児童生徒への理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えたこどもを発見し相談支援につなげるため、市内すべての小学校4年生～高校2年生を対象にヤングケアラーについての学習会とアンケート(回答任意)を令和5年度に実施。(ヤングケアラー155人、そのうち支援が必要なヤングケアラーが107人いると推察)
- ・令和6年度は市内すべての小学校4年生を対象に学習会とアンケートを実施。

《令和6年度 学習会とアンケートの実施状況》

	対象 児童生徒数	学習会 実施回数	アンケート 回答数	アンケート 回答率	対象校
小学校(4年生)	808 人	20 回	708 人	87.6%	15校(うち私立1)

※アンケート結果は学校ごとにフィードバックし、学校と対応を協議

- ・令和6年度のヤングケアラー管理台帳登載件数 27件

13 関係機関との連携強化について

1) 児童相談所との連携強化

- ・児童相談所との連携に伴う取り決め
児童相談所と協働・連携して、専門性を発揮した対応を行うため、情報共有や役割分担などについてルールを明確化。
- ・児童福祉に携わる心理職員研修
行政機関等の心理職員間の情報交換や合同研修により、連携強化を図る。

2) 支援体制の連携強化

- ・スーパーバイズの活用
専門的知識を有する児童相談所 OB(児童相談所長経験者)を非常勤の職員(スーパーバイザー)として配置し、専門的技術的助言・指導等を受けている。
- ・研修会や講演会への積極的な参加
業務に関係する研修会や講演会へ積極的に参加し、その中で学んだことを月1回のこども家庭センターミーティングで共有。

3) 教育との連携強化

- ・スクールソーシャルワーカーとの連絡会
学校におけるこどもや家庭をめぐる複雑な課題に対して、学校現場と児童福祉の専門職が情報を共有し、課題の解決について協議するための会議の定期的開催。

4)医療機関との連携強化

- ・医療機関は、支援対象児童等を把握しやすい立場にあり、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のために平成 25 年度に小児科、産婦人科、平成 26 年度に精神科、平成 27 年度に歯科が別府市要保護児童対策地域協議会の構成員として参加。
- ・県内で市町村をまたがるケースについて市町村要対協と医療機関との連携を構築するために、大分県要対協設置要綱が一部改正されたことに伴い、令和元年度に別府市要対協設置要綱を一部改正しています。医師会の記載とともに個別の医療機関の名称を記載。
- ・ハイリスク妊産婦の事例として情報提供を受けた場合は、医療機関も参加して個別ケース検討会議を開くなど迅速に要対協としての対応している。
- ・特定妊婦が出産し、新生児が出生した場合、要支援児童の母・要支援児童の家庭として情報共有し、支援を継続している。

5)その他

医療、母子保健部門が定期的に行う会議(ペリネイタルビジット・ヘルシースタート合同専門部会ペリネイタルリスクアセスメント委員会、東部圏域ヘルシースタートおおいた地域推進専門部会)に、児童福祉担当として参加し、事例の検討、事業方向性、問題点の検討等について学んだ。

令和6年度 児童相談の内容と傾向

1. 人口の推移

別府市の総人口は、令和4年度から令和6年度の3年間で739人の減少となっています。年齢構造別に見ると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口いずれも減少しています。令和6年度の児童相談の対象となる18歳未満の児童数は、14,142人。

(単位:人)

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	児童数 (18歳未満)
令和4年度	113,958 100%	12,042 10.57%	62,884 55.18%	39,032 34.25%	14,881 13.06%
令和5年度	113,311 100%	11,731 10.35%	62,759 55.39%	38,821 34.26%	14,483 12.78%
令和6年度	112,394 100%	11,372 10.12%	62,596 55.69%	38,426 34.19%	14,142 12.58%

資料:住民基本台帳(10月1日現在)

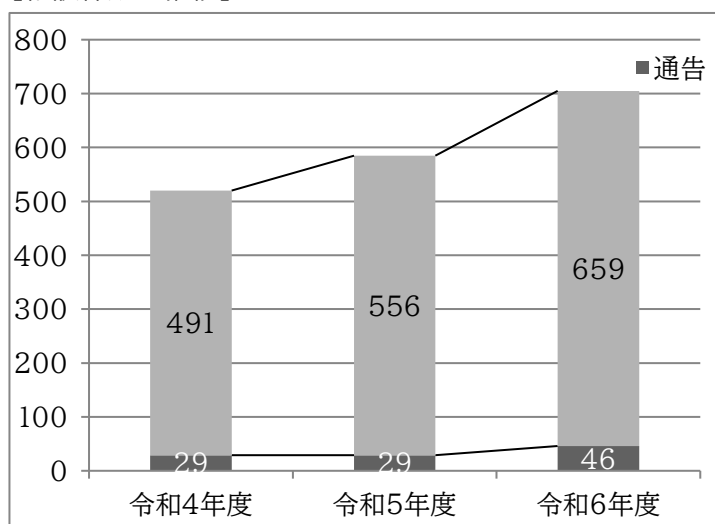
2. 児童相談について

(1)相談件数の推移

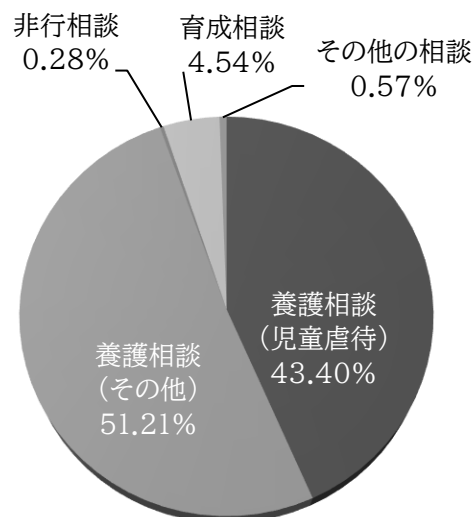
令和6年度の別府市での相談件数は705件で、「その他の養護相談」が361件(51.21%)と最も多く、「児童虐待相談」306件(43.40%)とあわせた「養護相談」が667件(94.60%)となっています。「児童虐待通告」は46件(6.52%)でした。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	児童虐待通告(再掲)
	児童虐待相談	その他の養護相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
令和4年度	282	197								3		20	10		7	1	520	29
令和5年度	300	256								1		16	10			2	585	29
令和6年度	306	361								1	1	19	10		3	4	705	46

[相談件数の推移]



[令和6年度相談分類の割合]



(2)年齢別・相談種類別件数

年齢別に見ると「0歳」が74件と最も多く、次いで「1歳」の49件、「2歳」の47件となっています。就学前の0歳から6歳が313件(44.40%)となっています。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の養護相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	4	70															74
1歳	13	36															49
2歳	18	29															47
3歳	18	16													1		35
4歳	17	20													1		38
5歳	20	16															36
6歳	24	10															34
7歳	18	14															32
8歳	14	11										1					26
9歳	25	9										1					35
10歳	21	11										3					35
11歳	22	7										1					30
12歳	20	16								1	1	1	2		1		42
13歳	19	13										1	2				35
14歳	14	11											1			1	27
15歳	16	7										3	3				29
16歳	16	13										3	2			1	35
17歳	6	5										5					16
18歳以上	1	4															5
年齢不詳		1														2	3
特定妊婦		42															42
合計	306	361	0	0	0	0	0	0	0	1	1	19	10	0	3	4	705

(3)経路別件数

児童相談の相談経路は、「保健センター(母子保健係)」が166件(23.55%)と最も多く、次いで「福祉事務所(市町村)」123件(17.45%)、「児童相談所」105件(14.89%)となっています。

	都道府県・中核市等		市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察署	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会							
令和4年度	107		96	117		31	21		2	1	1	20	3	34	22			30	14		21	520
令和5年度	105		86	131	3	38	14			2	1	26	8	63	36			27	15	5	25	585
令和6年度	105	1	123	166	1	35	11		2	1	2	28	8	81	38			55	5	3	40	705

(4)種類別対応件数

「継続指導」が595件(84.40%)と最も多く、継続的な支援が必要なこどもや保護者等が多いです。

		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	送 児 致 童 相 談 所	そ の 他	計
養護相談	児童虐待相談	41	233	2	30		306
	その他の養護相談	20	340	1			361
保健相談							0
障害相談							0
非行相談			2				2
育成相談		9	19	4			32
その他の相談		3	1				4
計		73	595	7	30	0	705

3. 児童虐待相談について(再掲)

(1)相談件数の推移

「心理的虐待」が142件(46.41%)で最も多く、次いで「ネグレクト」が83件(27.12%)となっています。

	虐 待 種 別				計
	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	
令和4年度	90 (31.91%)	119 (42.20%)	1 (0.36%)	72 (25.53%)	282
令和5年度	83 (27.67%)	119 (42.21%)	2 (0.67%)	78 (26.00%)	300
令和6年度	81 (26.47%)	142 (46.41%)	0 (0.00%)	83 (27.12%)	306

(2)経路別相談件数

虐待相談の相談経路は、「児童相談所」が71件(23.20%)で最も多く、次いで「学校」58件(18.95%)、「福祉事務所(市町村)」48件(15.69%)となっています。

	児 童 相 談 所	市町村			児童福祉施設・ 指定医療機関			認 定 こ ど も 園	警 察 署	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
		福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関			保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会							
身体的虐待	16	8	9		10	2		1			5	3	16	2			4			5	81
心理的虐待	45	24	10	1	7	1		1			4	5	25	1			12	1	2	3	142
性的虐待																					0
ネグレクト	10	16	3		5	2			1		1		17	20						8	83
計	71	48	22	1	22	5	0	2	1	0	10	8	58	23	0	0	16	1	2	16	306

(3)主な虐待者別件数

主な虐待者は、「実母」が124件(40.52%)と最も多く、次いで両親や祖父母などの「その他」が87件(28.43%)、「実父」が83件(27.13%)、となっています。

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
令和4年度	62 (21.98%)	21 (7.45%)	125 (44.33%)	0 (0.00%)	74 (26.24%)	282
令和5年度	68 (22.67%)	16 (5.33%)	124 (41.33%)	0 (0.00%)	92 (30.67%)	300
令和6年度	83 (27.13%)	12 (3.92%)	124 (40.52%)	0 (0.00%)	87 (28.43%)	306

(4)被虐待者の年齢別件数

虐待を受けたこどもの年齢は、「小学生」が120件(39.21%)と最も多く、次いで「3歳～学齢前児童」が79件(25.82%)、「中学生」が49件(16.01%)となっています。

	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
令和4年度	38 (13.48%)	82 (29.08%)	103 (36.52%)	42 (14.89%)	17 (6.03%)	282
令和5年度	56 (18.67%)	94 (31.33%)	99 (33.00%)	40 (13.33%)	11 (3.67%)	300
令和6年度	35 (11.44%)	79 (25.82%)	120 (39.21%)	49 (16.01%)	23 (7.52%)	306

(5)被虐待者の年齢・相談種別

小学生以下の年齢区分においては心理的虐待が多く、中学生以上の年齢区分においてはネグレクトが多い傾向にあります。

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	計	割合
0～3歳未満	6	28		1	35	11.44%
3～学齢前児童	23	43		13	79	25.82%
小学生	40	49		31	120	39.21%
中学生	11	14		24	49	16.01%
高校生・その他	1	8		14	23	7.52%
計	81	142	0	83	306	100%

【別表1】 相談の種類及び主な内容

養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトに関する相談。
	その他の養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬこども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有するこどもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有するこども等に関する相談。 ことばの遅れの原因が知的障害、発達障害、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	発達障害に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは、飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通告のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のないこどもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれのところに分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		いずれにも該当しない相談。

令和 7 年度 事業実施計画

■ こども家庭センターの運営

- ・母子保健機能と児童福祉機能の2つの機能を一体化し、妊娠期からすべての妊産婦とこども、子育て家庭に対して、虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで包括的に切れ目なく対応

■ 要保護児童対策地域協議会合同会議 年1回開催

■ 実務者連絡会(定期連絡会) 毎月開催

- 共同管理台帳を基に経過や支援方針の確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等の進行管理および関係機関との情報共有を行うため毎月開催

■ 関係機関による個別ケース検討会議

- 個別ケースに対する情報共有と具体的な支援内容を検討するため適時開催

■ 主任児童委員などによる健診未受診者家庭等への訪問事業

- 社会的孤立を防ぎ、地域ぐるみで見守りを図るため継続実施

■ 子育て短期支援事業

- ・ショートステイ及びトワイライトステイを市内の児童福祉施設及び里親に委託して実施
- ・預け先として里親の積極的な活用

■ 子育て世帯訪問支援事業

- ・家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援及び育児・養育支援を実施

■ 児童育成支援拠点事業

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々のこどもの状況に応じた支援を実施
- ・市内の社会福祉法人(栄光園)の敷地内にある建物を児童育成支援拠点として事業を実施

■ 親子関係形成支援事業

- ・こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。
- ・市内の社会福祉法人(栄光園、別府平和園)に委託して実施

■ 支援対象児童等見守り強化事業

こどもの見守り体制の強化を図るため、市の補助事業として本年度も市内の民間団体(光の園子ども家庭支援センター)にて継続実施

■ ヤングケアラー支援体制強化事業

- ・ヤングケアラーに関する相談に対し、関係機関等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、ヤングケアラーコーディネーターを配置
- ・ヤングケアラーの周知を図り、こどもが理解を深めることにより、表面化しづらいヤングケアラーや、困りを抱えたこどもを発見し、必要な支援につなげるため、市内すべての小学校4年生を対象に、ヤングケアラーについての学習会とアンケートを実施
- ・支援機関向けの研修会等の開催(教職員、介護職員等)

■ NP(ノーバディズパーフェクト)講座の開催

公立子育て支援センターで開催

■ 児童虐待防止推進月間の取組み

- ・児童虐待防止講演会を11月に開催予定
- ・市報掲載、ポスターやチラシ配布、ケーブルテレビ放映等
- ・第11回オレンジリボンたすきリレー(令和7年11月7日(金)開催)への協力

■ 心理相談の取組み

公立子育て支援センターでは毎月1回、こども家庭センターでは適時実施

■ 広報啓発事業

市報「べっぴ」への記事掲載、チラシやケーブルテレビ等による児童虐待、子育て支援相談窓口の周知

■ 別府子ども福祉塾

要対協の実務者同士で事例研究を実施予定

■ 医療・保健・福祉部門の連携推進のための会議等への参加

- ・ペリネイタルビジット・ヘルシースタート合同専門部会ペリネイタルリスクアセスメント委員会
- ・東部圏域ヘルシースタートおおいた地域推進専門部会 等

■ 弁護士による専門相談

- ・月1回原則火曜日、1件30分予約制、無料。社会福祉法人別府光の園に委託して実施
- ・電話 080-3371-0874

■ 夜間・休日・緊急時の対応強化

- ・こども家庭センターの業務の拡充分を社会福祉法人別府光の園に委託し、専門的知見に基づく支援体制及び夜間・休日・緊急時の支援体制を強化